



子どもと障害者(児)の ための手当制度

子どものための手当制度や、障害者(児)のための
さまざまな手当制度をご紹介します。
必要な手続きはそれぞれ異なりますので
詳しくはお問い合わせください。

子どものための

手当制度

▼子育て支援課

☎23局35133 FAX23局3545

児童手当

【対象】

中学校修了前の児童を養育している方
(15歳に達した年度の末日まで)

【所得制限】

有(平成24年6月分から)

※所得超過の場合、特例給付あり

【支給月日】(申請月の翌月から支給)

6・10・2月の7日(原則)

【支給額】(月額・児童一人につき)

区分	支給額
0～3歳未満	15,000円
3歳以上小学校修了までの第1子・第2子	10,000円
3歳以上小学校修了までの第3子以降(注)	15,000円
中学校修了まで	10,000円
特例給付(所得超過者)	5,000円

(注)18歳の誕生日後、最初の3月31日までの間にある児童を、年長者から順に数えて第3子以降のことをいう

【対象】

離婚・死亡・行方不明などで父または母がいない家庭、父または母が重度の

児童扶養手当

離婚・死亡・行方不明などで父または母がいない家庭、父または母が重度の障害(身障手帳1～2級、療育手帳A判定)の状態にあり、18歳以下(18歳に達した年度の末

愛知県遺児手当

【対象】



区分	支給額
1人目	全部支給 41,020円
	一部支給 41,010円 ～9,680円
2人目	1人目に5,000円加算
3人目以降	1人につき3,000円加算

※所得により支給制限があります。
手当受給開始6年目から、未就労の方は
手当額が2分の1となる場合があります。
年1回、8月1日から31日までに現況届を
提出することになっています。必要書類
などは受給者あてに郵送します。

【支給月日】(申請月の翌月から支給)

4・8・12月の11日(原則)

障害(身障手帳1～2級程度)の状態にあり、18歳以下(18歳に達した年度の末日まで)の児童(児童が障害者の場合は20歳未満)を養育している方/ただし、公的年金の受給者と児童が父または母の障害年金の加算対象になっていないときは適用除外

日まで)の児童を養育している方

ただし、公的年金の受給者と児童が父または母の障害年金の加算対象になっていないときは適用除外

【支給月日】(申請月の当月から支給)

4・8・12月の25日(原則)

【支給額】(月額・児童一人につき)

区分	支給額
1～3年目	4,350円
4～5年目	2,175円
5年経過後	支給対象外

※所得により支給制限があります。
年1回、8月1日から31日までに所得状況届を提出することになっています。必要書類などは受給者あてに郵送します。

田原市遺児手当

【対象】

離婚・死亡・行方不明などで父または母がいない家庭、父または母が重度の障害(身障手帳1～2級、療育手帳A判定)の状態にあり、18歳以下(18歳に達した年度の末日まで)の児童を養育している田原市に住所がある方

【支給月日】(認定月の翌月から支給)

4・8・12月の25日(原則)

【支給額】(月額・児童一人につき2千500円)

※所得により支給制限があります。
年1回、8月1日から31日までに所得状況届および遺児養育証明書を出す必要があります。必要書類などは受給者あてに郵送します。